

美里町土砂のたい積の規制に関する条例について

(平成26年4月1日一部改正)

美里町では、無秩序な土砂のたい積を防止し、住民生活の安全と環境保全を図るため、土砂のたい積の規制に関する条例を施行し、必要な規制を行ってきました。

このたび、不適正事案を早期に察知し災害の未然防止を図るとともに、汚染された土砂のたい積を防止するため、同条例の一部改正を行いました。

1. 土砂のたい積とは

埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)を行うことで、土砂を用いて土地を埋め立てたり、盛土を行う行為や一時的に土砂をたい積する行為のことをいいます。

2. 届出及び許可について

土砂のたい積に係る土地の区域の面積が、300 m²以上となる場合、以下の手続きが必要になります。

- (1) 土砂のたい積を行う面積 300 m²以上 500 m²未満の場合
土砂のたい積の届出書(様式第6号)の提出
- (2) 土砂のたい積を行う面積 500 m²以上 3,000 m²未満
事前協議 事前協議済書の発行(町)
事前協議については、次項 **3. 事前協議** を参照

土砂たい積の許可申請書(様式第5号)の提出

許可申請の添付書類

- ア 申請者及び元請負人の住民票の写し又は法人の登記簿謄本
- イ 土砂のたい積を行う場所の土地の登記簿謄本
- ウ 申請者及び元請負人が土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
 - ・たい積工事に掛かる資金計画書(土質調査費を含む)
 - ・町税等の完納証明書
 - ・土砂たい積の実施経歴書
 - ・建設業の許可証の写し
- エ 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面
 - ・たい積を行う土地の所有者(抵当権者)の同意書、承諾書等
 - ・たい積の施行中及びたい積後において周辺の土地を使用する場合は、その土地の所有者の同意があることを証明するもの

- オ たい積を行う土地に隣接する土地の地権者の同意を証明するもの
- カ 地区代表者（区長、水利組合長等）の同意書
- キ 申請者の誓約書
- ク 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面
- ケ 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時の土地の形状に係る平面図及び断面図
- コ 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び断面図
- サ 擁壁の背面図
- シ 事前協議済書の写し

（３）土砂のたい積を行う面積 3,000 m²以上
埼玉県知事の許可が必要となります。

3. 事前協議

許可申請又は、変更許可申請をする場合、土砂のたい積に関する計画について町長と事前協議を行う必要があります。事前協議が済まない場合、申請書を受け付けることができません。

（１）土砂のたい積に関する事前協議書（様式第１号）の提出

4. 許可の基準

土砂のたい積を行う場合は、以下の基準に適合していると認められなければ許可することができません。

（１）土砂のたい積の完了時及び最大たい積時においてたい積する土砂の高さ及びのり面の勾配に関する基準

土砂の高さ（*）は、２メートル以内であること。

* 土砂のたい積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差（土砂のたい積前において土砂のたい積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあってはその隣接部分の最低部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあっては擁壁の最高部と土砂のたい積により生じた地表面の最高部との高低差）

土砂のたい積により生ずるのり面（**）のこう配は、２割（垂直１mに対する水平距離が２mのこう配）以下であること。

** 擁壁に覆われたのり面を除く。

（２）排水施設、擁壁その他の施設に関する基準

土砂のたい積に係る土地の区域内においては、雨水その他の地表水を排除することができるように、排水施設が設置されていること。

排水施設の構造は、U字溝若しくは素掘側溝又はこれらと同等以上の機能を有する構造であること。ただし、土砂のたい積の目的が一時的な土砂の保管、その他これ

らに類するものである場合は、この限りでない。

擁壁は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第5条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。

（3）地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置

土砂のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下の勾配である土地に土砂のたい積を行う場合は、土砂のたい積を行う前の土地の地盤と土砂のたい積に使用した土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。

土砂のたい積の完了後に土砂が崩壊しないように、締固めその他の土砂のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要な措置が講じられていること。土砂のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂のたい積に係る土地との間隔が最大たい積時の土砂のたい積の高さに相当する長さをとる等の措置が講じられていること。

土砂のたい積に伴う周囲の生活環境への影響を踏まえ、土砂のたい積を行う時間、期間等が定められていること。なお、土砂のたい積を行う時間等については次のとおりとする。

ア 土砂のたい積を行う時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとし、早朝及び夜間における土砂のたい積は行わないこと。

イ 日曜日、祝祭日及び年未年始は、原則として土砂のたい積を中止すること。

ウ 緊急を要する土砂のたい積が発生したときは、搬入路の沿道及び周辺住民の理解を得ること。

土砂のたい積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

5．汚染された土砂のたい積の禁止

規則で定める土壤基準に適合しない土砂は、たい積することができません。許可を受け、土砂のたい積を行う方は、着手した日から起算して6月ごとにたい積した土砂の汚染状況を調査し、結果がでたら土砂のたい積に係る土地の汚染調査結果届出書（様式第13号）を提出しなければなりません。（たい積の期間が6月に満たない場合は、たい積を完了又は廃止したとき）

6．変更の許可申請

次に掲げる事項の変更をしようとするときは、土砂のたい積の変更許可申請書（様式第8号）を提出し、許可を得る必要があります。

- （1）たい積に係る土地の区域の所在及び面積
- （2）たい積の目的

- (3) たい積に係る工事の元請負人
- (4) 最大たい積時の土砂の数量
- (5) 最大たい積時の土地の形状
- (6) たい積完了時の土地の形状
- (7) 排水施設等の土砂の流出及び崩壊を防止する施設
- (8) 災害、事故等の防止措置
- (9) たい積を行う期間

7. 変更の届出

次に掲げる事項に変更があった場合、又は変更しようとする場合は、土砂のたい積の変更届出書（様式第9号）の提出する必要があります。

- (1) 氏名、住所等の変更（遅滞なく届出が必要）
- (2) 最大たい積時の土砂の数量が減少（あらかじめ届出が必要）
- (3) 周囲の生活環境の保全のための方策（あらかじめ届出が必要）
- (4) 土砂の高さの減少、のり面のこう配の緩和等（あらかじめ届出が必要）
- (5) たい積を行う期間の短縮（あらかじめ届出が必要）

8. 許可の取消し

次の各号に該当するときは、許可を取り消すこととなります。

- (1) 土壌基準に適合しない土砂のたい積に対する措置命令違反
- (2) 不正な手段により許可を取得
- (3) 許可から1年以上経過してもたい積未着手
- (4) 着手後、1年以上たい積が中断
- (5) たい積の基準に適合しない土砂のたい積
- (6) 許可条件に違反
- (7) 変更許可を受けないで土砂をたい積
- (8) 改善命令に違反

9. 標識の掲示

土砂たい積を行っている間、たい積区域内の見やすい場所に、土砂のたい積の許可標識（様式第10号）の掲示が必要です。

10. 着手の届出

着手した日から起算して10日以内に土砂のたい積の着手届出書（様式第11号）を提出しなければなりません。

11. 定期報告

着手の日から完了までの期間を3月ごとに区分し、各期間の経過後20日以内に土砂のたい積に係る定期の届出書（様式第12号）を提出しなければなりません。

12. 完了等の届出

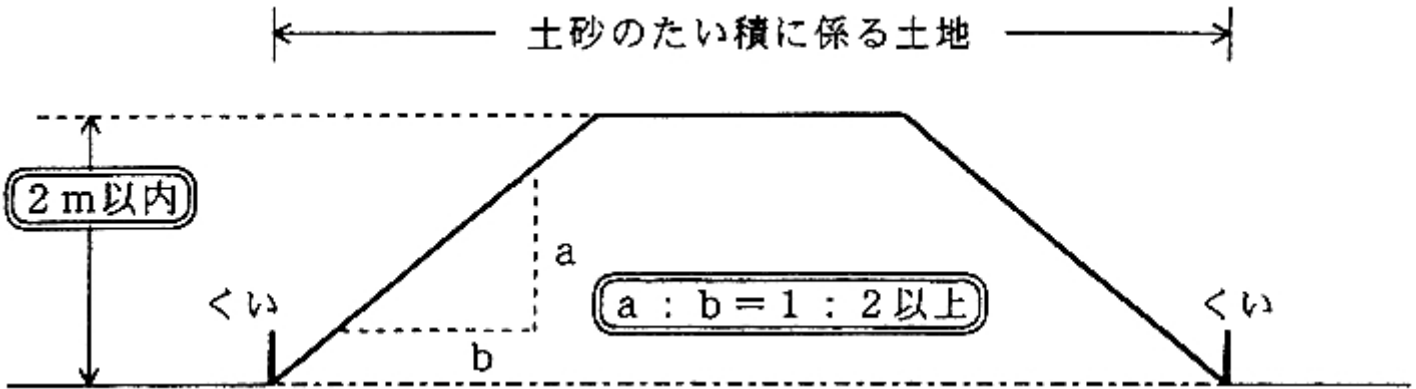
土砂のたい積が完了したとき又は廃止した場合は、その日から10日以内に土砂のたい積の完了（廃止）届出書を提出しなければなりません。

13. 汚染された土砂のたい積の禁止

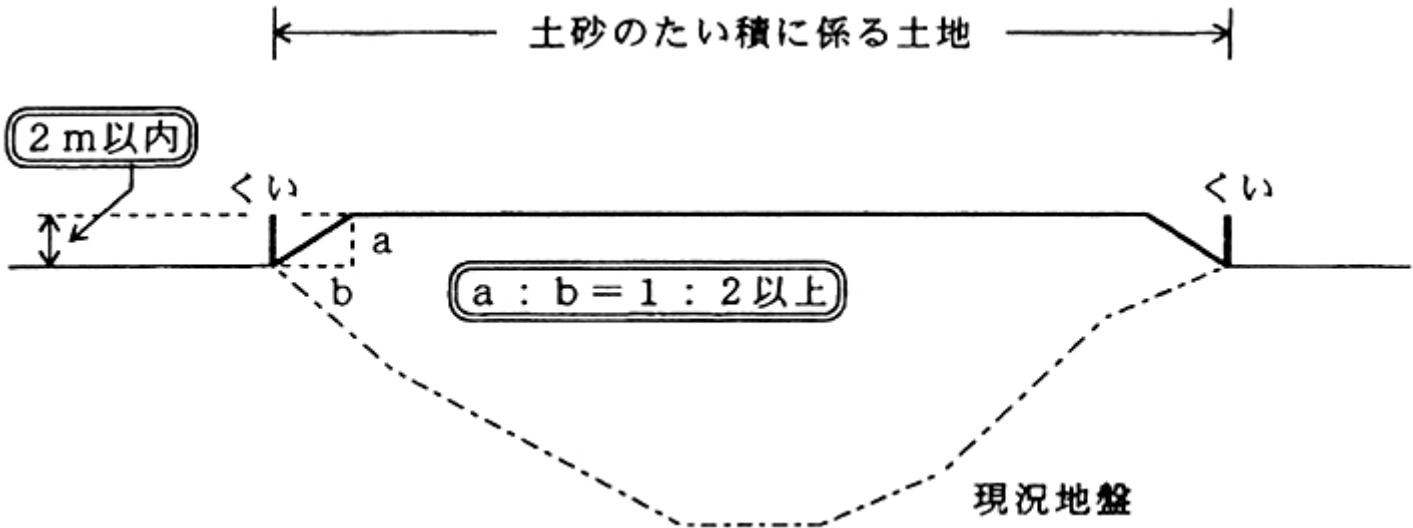
規則で定める土壌基準に適合しない土砂は、たい積することができません。また、土砂のたい積を行うと6カ月ごとに土砂の汚染の状況について調査をして頂くこととなります。

14. 土砂のたい積の標準断面図

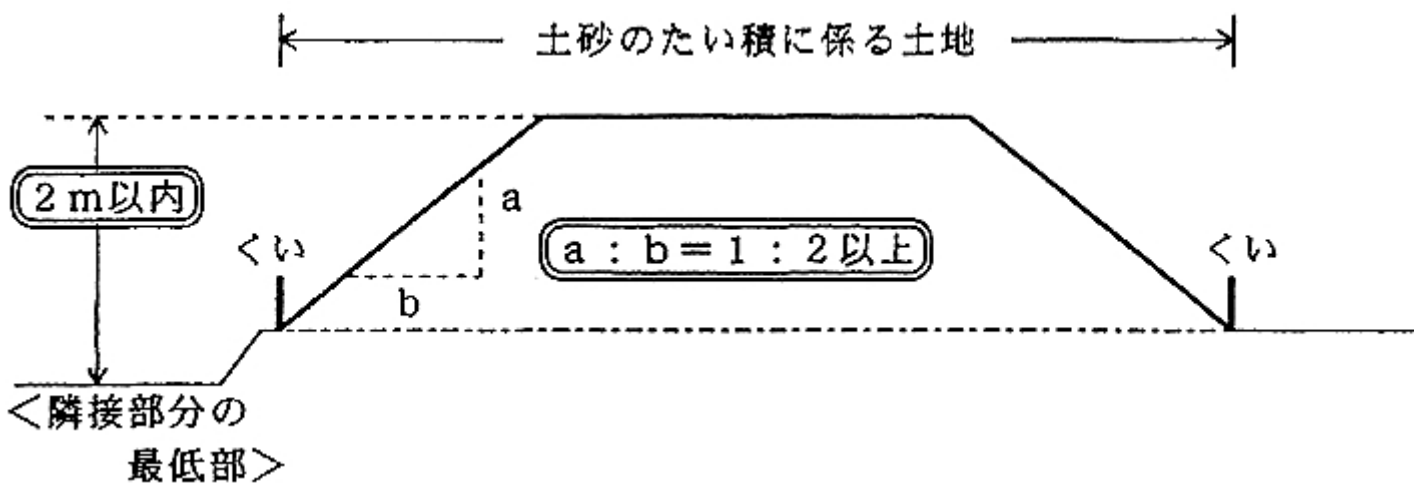
(1) 一般的なたい積



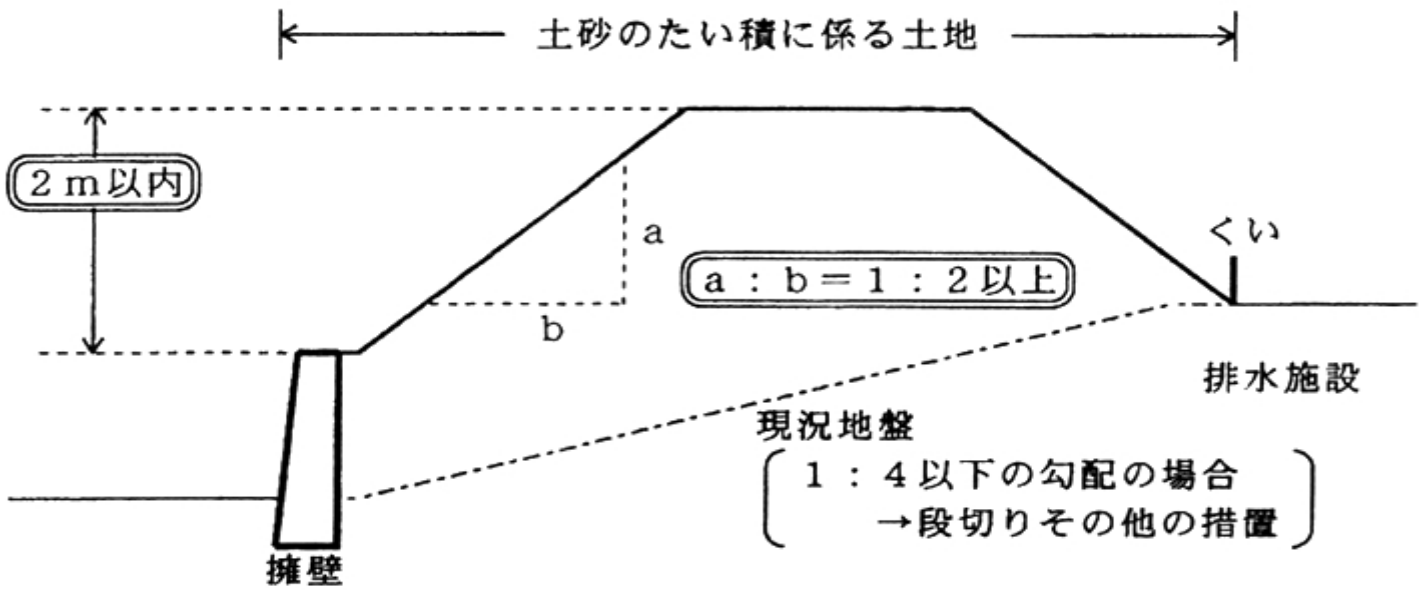
(2) 穴等の埋立ての場合



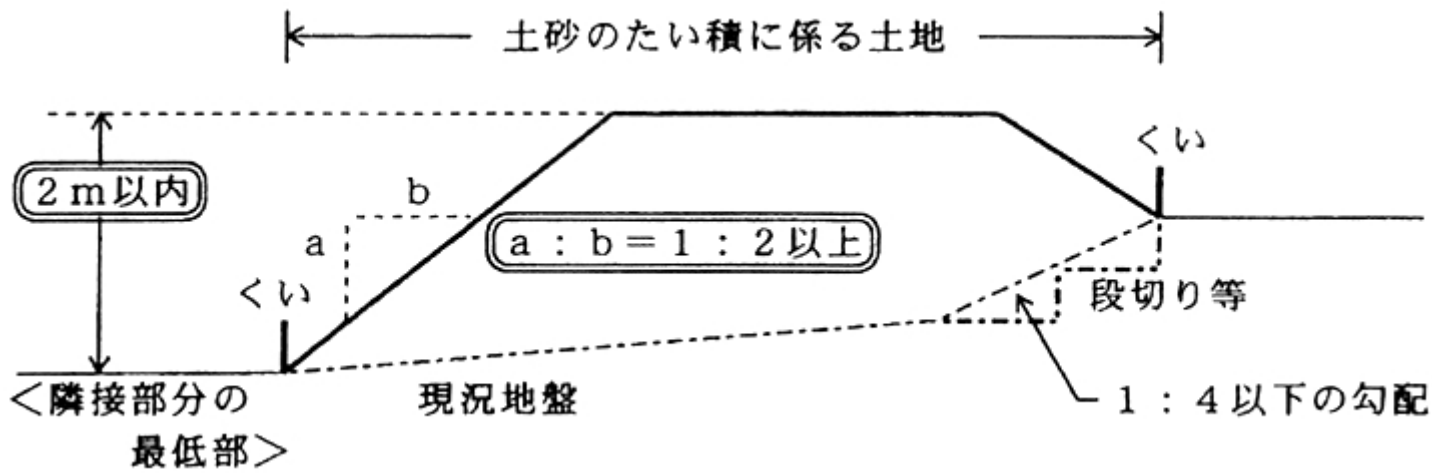
(3) 隣接する土地との高低差がある場合



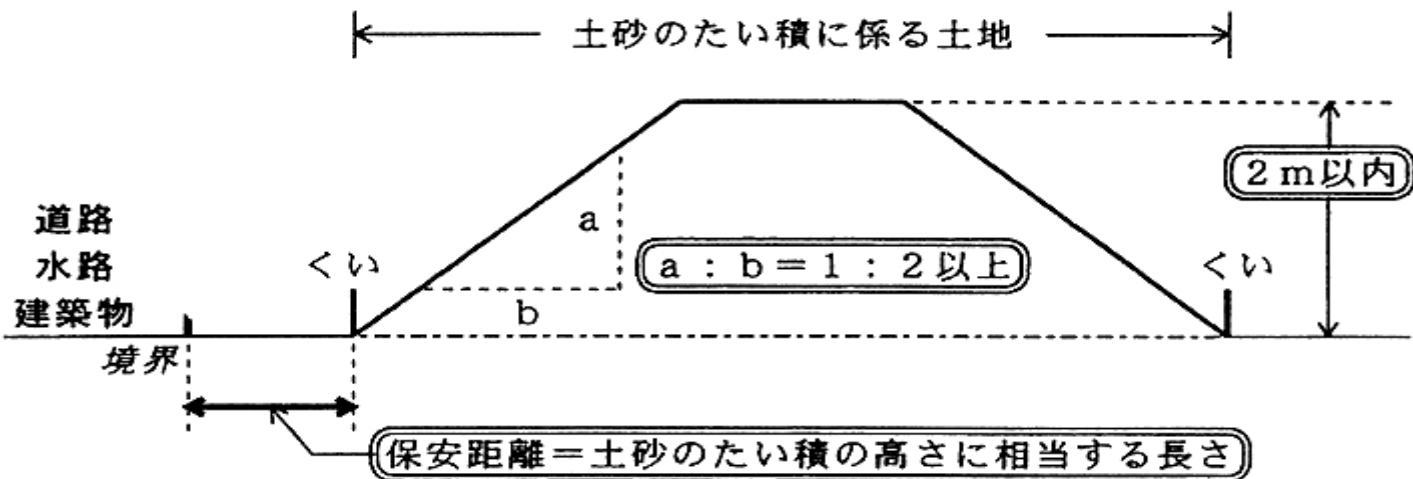
(4) 擁壁を用いる場合



(5) 勾配のある土地の場合



(6) 周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合



15. 土壤基準

有害物質の種類	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.01 mg / 以下	150 mg / kg以下
六価クロム及びその化合物	0.05 mg / 以下	250 mg / kg以下
シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン)50 mg / kg以下
水銀及びその化合物	0.0005 mg / 以下	15 mg / kg以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
セレン及びその化合物	0.01 mg / 以下	150 mg / kg以下
鉛及びその化合物	0.01 mg / 以下	150 mg / kg以下
砒素及びその化合物	0.01 mg / 以下	150 mg / kg以下
ふっ素及びその化合物	0.8 mg / 以下	4,000 mg / kg以下
ほう素及びその化合物	1 mg / 以下	4,000 mg / kg以下
四塩化炭素	0.002 mg / 以下	
1,2 ジクロロエタン	0.004 mg / 以下	
1,1 ジクロロエチレン	0.02 mg / 以下	
シス 1,2 ジクロロエチレン	0.04 mg / 以下	
1,3 ジクロロプロペン	0.002 mg / 以下	
ジクロロメタン	0.02 mg / 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg / 以下	
1,1,1 トリクロロエタン	1 mg / 以下	
1,1,2 トリクロロエタン	0.006 mg / 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg / 以下	
ベンゼン	0.01 mg / 以下	
P C B	検出されないこと	
シマジン	0.003 mg / 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg / 以下	
チウラム	0.006 mg / 以下	
有機りん化合物	検出されないこと	
ダイオキシン類		1,000pg - TEQ / g

□で囲んだ箇所が、汚染調査項目です。

注)汚染調査項目以外の項目は基準を超えても良いということではありません。上表の土壤基準(溶出量、含有量共に)に適合しない土砂のたい積は禁止されています。

16. 許可事業者が行うたい積に係る土地の汚染調査

(有害物質 9 物質の土壌含有量調査方法)

「土壌汚染対策法に規定する土壌汚染状況調査」

(汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地)

(1) 調査対象地の区画の方法

調査対象地の最北端(複数ある場合は、そのうち最も東の地点)を起点として、東西南北方向に10m四方の方向の格子状に、調査対象地を区画すること。

ただし、1)区画数が最も少なくなるように、起点を支点として右に回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。2)区画された調査対象地(単位区画)であって隣接するものの面積の合計が130㎡を超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。(統合した単位区画の一辺の長さが20mを超えてはならない。)

(2) 各単位区画ごとに行う試料採取

900㎡単位で試料採取を行うこととし、30m四方の格子状の区画内にある9つの単位区画のうち5つの単位区画の各1地点で試料を採取し、これを混合して1つの試料として測定する(5地点混合法)こと。

(3) 試料の採取地点

試料採取等の対象とされた当該単位区画の中心において、試料の採取を行うこと。

(4) 試料採取の方法

表層(地表から5cm)の土壌と、5~50cmまでの深さの土壌を採取し、2種類の深さの土壌の量が均等になるように混合すること。

(5) 測定の方法

平成15年3月6日環境省告示第19号(土壌含有量調査に係る測定方法を定める件)に定める方法により測定すること。

試料採取の方法は、表層から50cmまでの土壌を均等に採取する方法でも差し支えないが、その場合には、その旨を明示すること。

17. 命令等

(1) 命令

改善命令 許可事業者が土砂のたい積に関する計画に従わない土砂のたい積を行った場合。

措置命令 土砂のたい積を無許可で行った場合。
(たい積の中止、土砂の除却等)

(2) 勧告等

勧告 土地の所有者、管理者、占有者に対し、土砂のたい積が行われた土地が土砂の流出、崩壊その他の災害により生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずる恐れがあるとき。

公表 勧告に従わない場合。
(氏名等)

18. 代執行

命令を受けた者が指定された期間内に措置又は改善を履行しない場合、行政代執行法に基づく代執行を実施することとなります。この場合、その費用を義務者から徴収することとなります。

19. 罰則

条例に違反した場合、主なものとして次のような罰則があります。

(1) 許可を受けずに土砂のたい積を行った場合
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(2) 措置命令に従わなかった場合
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

20. 経過措置

この条例の施行の際にすでに旧条例第5条の規定による許可を受けて土砂のたい積を行っている場合、平成26年6月30日までは、引き続き土砂のたい積を行うことができますが、同年7月1日からは、本条例による許可申請等が必要となりますのでご注意ください。

お問い合わせ：美里町建設環境課都市計画・管理担当
電話 0495-76-5134